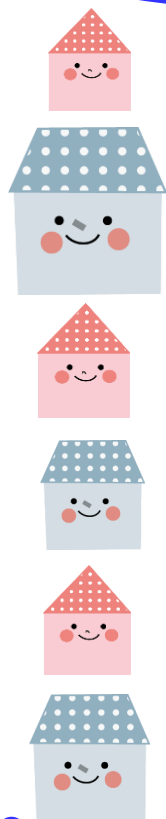


要保護世帯向け不動産担保型生活資金

「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」は、生活保護が必要であると保護の実施機関が認めた高齢者の方で一定の居住用不動産を持ち、将来もそこに住み続けることを希望される場合に、その不動産を担保にして生活資金をお貸しする制度です。



貸付対象：次の要件の全てに該当する方が対象です。



①不動産の所有者（借入申込者、配偶者）が原則65歳以上であること。

②担保となる不動産に居住し、借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）していること。

※同居の配偶者との共有不動産の場合、配偶者は連帯借入申込者となります。

③将来にわたり住居を所有し、または住み続けることを希望していること。

④居住用不動産（建物・土地）が概ね評価額500万円以上であること。

※不動産の評価は北海道社会福祉協議会の指定する不動産鑑定士が行います。）

⑤不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。

⑥貸付金を利用しなければ生活保護を受けなければならない世帯であると、保護の実施機関が認めた世帯であること

貸付内容

◇貸付月額：保護実施機関が定めた貸付基本額以内。

☆臨時で出費がある場合は、保護の実施機関が発行する意見書を添えて申請することにより追加貸付が可能です。

◇貸付限度額：居住地不動産(建物・土地)の70%。集合住宅(マンション)は評価額の50%。

☆3年毎及び地価の大幅な変動があった場合、土地の再評価を行ない、貸付限度額を見直すことがあります。

◇貸付金の利率：年3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率。

☆毎年北海道社会福祉協議会会長が定めます。

(♪長期プライムレートとは？⇒金融機関が企業等に対して1年以上貸付ける際の最優遇貸出金利のこと。)

◇貸付期間：貸付元利金(貸付金+利子)が貸付限度額に達するまでの期間または貸付契約の終了時(借受人死亡時)までの期間。

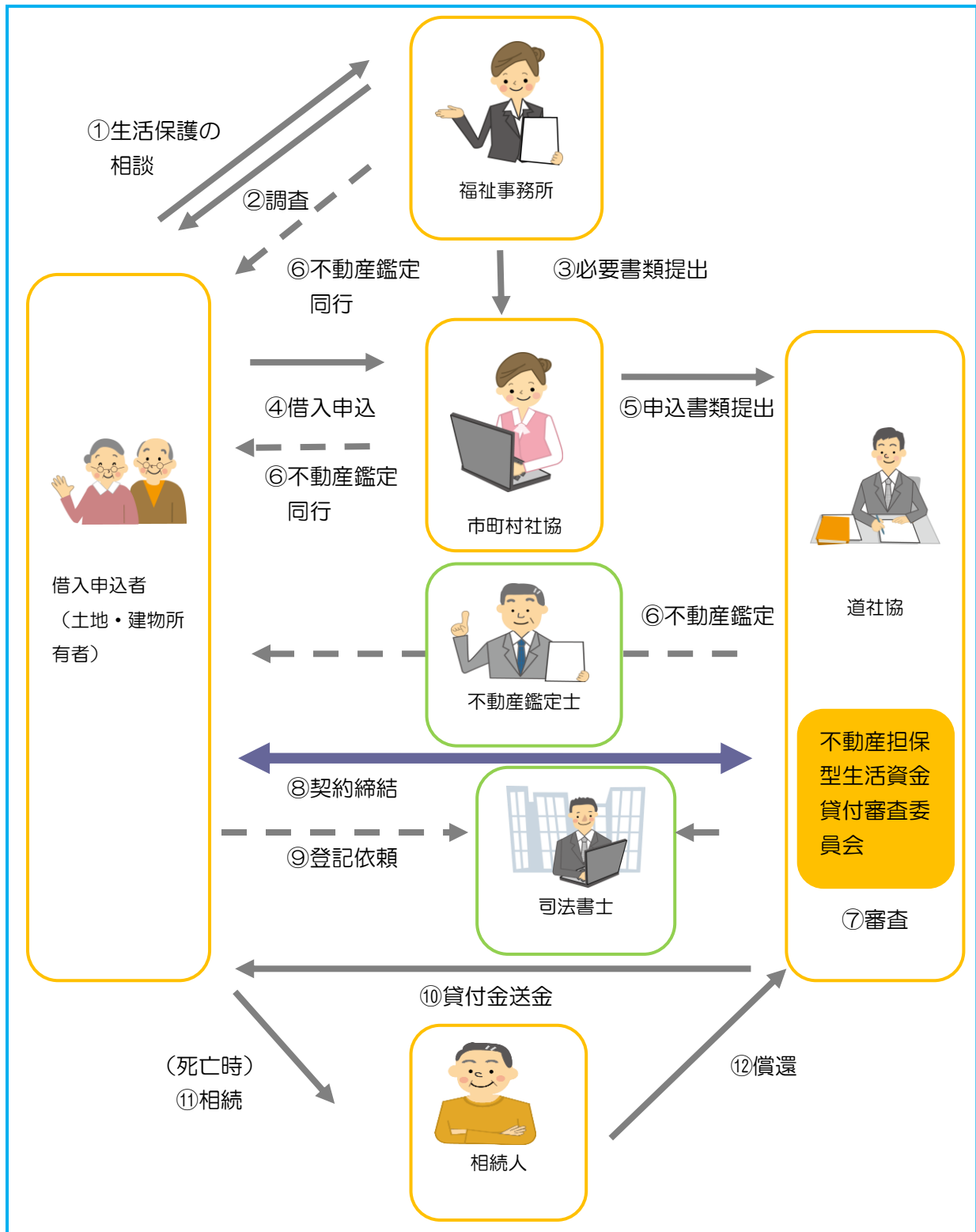
☆貸付元利金が貸付限度額に達した場合は、生活資金の貸付は停止し、生活保護に移行し契約終了までの担保不動産に居住し続けることができます。

◇償還期限：貸付契約の終了時。

☆契約終了日の翌日から返済完了までの間は、元金につき年5%の延滞利子が加算されます。

(平成28年1月31日までに貸付を受けられた方は元金につき年10.75%の延滞利子が加算されます。)

貸付の仕組み



●相談・申込先

- ・貸付の相談をご希望される場合は、お住まい保護実施機関へご連絡ください。
- ・申込につきましては、掲載している内容以外にも貸付条件がありますのでご注意ください。

●実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2. 7 3階
TEL011-241-3765 (直通)

